

令和7年10月16日

総務部

税務課 不動産・軽油係

電話：027-226-2198 内線：2198

全国一斉路上軽油抜取調査の実施について

1 全国一斉路上軽油抜取調査の概要

群馬県では、軽油引取税の脱税のみならず、環境汚染や不正競争など多くの社会問題を引き起こす不正軽油が流通していないかを把握するため、年間を通じてガソリンスタンドや運送業者等の燃料貯蔵設備、工事現場で稼働する重機等に対し、燃料抜取調査を実施しています。また、道路を走行しているトラック等から燃料を採取する路上軽油抜取調査も実施しています。

今回は、地方税共同機構事業の一環として、不正軽油撲滅のため、全国47都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に路上抜取調査を実施するものです。

2 群馬県における抜取調査の実施内容

(1) 実施日時・場所

令和7年10月16日（木） 10:00～12:00（雨天予備日：10月17日（金））

A 渋川市上白井地内（国道17号下り）

B 太田市武蔵島町地内（上武道路上り 尾島パーキング）

令和7年10月16日（木） 8:00～10:00（雨天予備日なし）

C 安中市松井田町入山地内（国道18号碓氷バイパス長野方面）

(2) 実施方法

群馬県警の協力を得て、道路走行中のトラック等のディーゼル車両に停車を求め、燃料タンクからの採油及び運転手からの聞き取り調査を行います。

不正軽油が発見された場合には、販売ルートや製造元を追跡調査します。

(3) 本県の実施体制（予定）

実施規模 総勢**30名**（県職員：**24名** 警察官：**6名**）

（参考：実施体制）

実施規模：全国47都道府県

実施箇所：122か所

不正軽油の流通・使用は、環境汚染等を招き、生活環境を脅かします。
軽油には1ℓあたり32.1円の軽油引取税（県税）が課税されています。
不正軽油について情報をお持ちの方はこちらまでお願いします。



群馬県不正軽油110番 電話027-231-2801
～ぐんま電子申請システムから24時間通報を受け付けています～

不正軽油通報フォーム